

記載例と注意事項

様式第1号（第6条関係）

（表）

すべての書類がそろって提出した日。

令和 2年 1月 10日

神栖市長 石田

復旧工事の発注者と領収書の宛名と申請者が同じになること。

住所 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5

申請者 氏名 神栖 太郎 印

電話番号 0299-90-1111

神栖市被災住宅復旧緊急支援事業補助金交付申請書

神栖市被災住宅復旧緊急支援事業補助金の交付を受けたいので、神栖市被災住宅復旧緊急支援事業補助金交付要項第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

り災証明書申請者が「(親族)相続人(申請者)」の場合など、「申請者」と「り災した居宅の所有者」が異なる場合、親族であることを証明する書類を添付する。

半壊または一部損壊が対象。全壊と大規模半壊は対象外。

被災した住宅の所有者	神栖 太郎
	本人
被災した住宅の所在地	茨城県神栖市溝口 4991 番地 5
罹災証明判定	一部損壊
罹災原因	台風15号・台風19号

り災証明書と同一の内容か確認する。

確認同意書

私は、被災した住宅の所有者であり、神栖市被災住宅復旧緊急支援事業補助金の交付申請に必要な事項として、「固定資産税課税台帳」について、当該事業の所管課職員が確認することに同意します。

被災した住宅の所有者が記入する。

氏名 神栖 太郎 印

私は、被災した住宅の居住者の代表として、神栖市被災住宅復旧緊急支援事業補助金の交付申請に必要な事項として、被災した居住者全員の「住民記録」について、当該事業の

被災した住宅に居住する世帯の代表者が記入する。

氏名 神栖 太郎 印

(裏)

【添付すべき書類】

- 罹災証明書の写し
- 被災した住宅に居住していた自己又は親族全員の住民票の写し（被災後に転出した者にあつては、被災時に当該住宅に居住していたことの記載がある住民票の写しとし、被災後に死亡した者を除く。）
- 復旧工事に要した費用に係る領収書の写し
- 復旧工事の内訳書（様式第2号）
- 復旧工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真
- 復旧工事完了後の住宅の復旧状況が分かるカラー写真
- 耐震性の向上等に資する工事であることの確認書（様式第3号）
（屋根、外壁等の復旧工事を行う場合に限る。）
- 資力に関する申出書（様式第4号）
- その他市長が必要と認める書類

り災証明書等により「家屋（住宅）」であること。

住民票をもって、被災時に住んでいたことを確認する。続柄より親族であるかの確認もおこなう。

屋根工事、外壁等工事（構造耐力上主要な部分（壁、柱、土台、基礎、小屋組み等）の工事）がある場合は、様式第3号「耐震性の向上等に資する工事であることの確認書」の提出が必要になる。

住民票で親族であると確認ができない場合、その他の書類として、親族であることを証明する書類も提出する。

（市記入欄）

補助金額	補助金額内訳					
	防安交活用			県独自支援		市独自
	国	県	市	県	市	
	基幹	効果促進				